

多子世帯に係る保育料軽減制度の拡充について

1. 概要

平成 27 年 4 月からの子育て支援新制度の施行に併せ、多子世帯の経済的負担の軽減を図るために保育料の多子軽減制度を拡充した。

○多子軽減制度の拡充内容

- (1) 対象世帯 18 歳未満の子どもが 3 人以上いる下記の世帯
(1号認定：D 階層以下、2・3号認定：D 8 階層以下)
- (2) 軽減内容 18 歳未満の範囲において、最年長の子どもから順に
- ①第 2 子の保育料を半額 (財源：市単独)
- ②第 3 子以降の保育料を無料 (財源：県 1/2、市 1/2)



○実績

約 1, 400 人の保育料を軽減 (①約 400 人、②約 1, 000 人)

2. 多子世帯に係る保育料軽減一覧

(1) 1号 (教育) 認定

内容	国制度	【新】県・市
対象年齢等	小 3 まで	18 歳未満の子が 3 人以上
第 2 子	半額	半額 (市単独) ①
第 3 子以降	無料	無料 (県・市連携) ②

(2) 2・3号 (保育) 認定

内容	国制度	【継】金沢市独自	【新】県・市
対象年齢等	就学前までの範囲で 保育施設等に同時入所	3 歳未満までの範囲で 保育施設等に同時入所	18 歳未満の子が 3 人以上
第 2 子	半額	1 / 3	半額 (市単独) ①
第 3 子以降	無料		無料 (県・市連携) ②

【参考】平成 27 年度の金沢市の保育料（月額）

(1) 1号（教育）認定

階層区分		世帯の課税状況	金沢市保育料	
国	市			
第 1	A	生活保護世帯等	0 円	
第 2	B	市 町 村 民 税	非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	2,700
第 3	C		77,100円以下の世帯	14,300
第 4	D		77,101円以上 211,200円以下の世帯	18,300
第 5	E		211,201円以上	22,900

(2) 2・3号（保育）認定

階層区分		世帯の課税状況	金沢市保育料					
国	市		(2号：満3歳以上)		(3号：満3歳未満)			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間		
第 1	A	生活保護世帯等	0 円	0 円	0 円	0 円		
第 2	B	市 町 村 民 税	非課税世帯		2,400	2,400	3,500	3,500
第 3	C		均等割の額のみ課税世帯（所得割非課税世帯）		6,500	6,400	9,500	9,400
	D1		48,600円未満	9,400	9,300	12,400	12,200	
第 4	D2		48,600円以上 55,700円未満	13,100	12,900	16,200	16,000	
	D3		55,700円以上 59,200円未満	16,600	16,400	19,100	18,800	
	D4		59,200円以上 79,500円未満	21,500	21,200	23,600	23,200	
	D5		79,500円以上 97,000円未満	23,400	23,100	29,500	29,000	
第 5	D6		97,000円以上 106,800円未満	25,300	24,900	35,100	34,600	
	D7		106,800円以上 133,600円未満	26,100	25,700	39,500	38,900	
	D8		133,600円以上 169,000円未満	27,800	27,400	42,700	42,000	
第 6	D9	169,000円以上 301,000円未満	45,400			44,700		
第 7・8	D10	301,000円以上			46,300	45,600		

(3) その他の軽減及び算定方法等について

- ① B階層の世帯で、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合、保育料は 0 円になります。
- ② 4 月分から 8 月分までは前年度市町村民税に基づき算定し、9 月分以降は平成 27 年度の市民税に基づき算定します。